

## 令和2年4月施行の改正建築基準法施行令等の概要について

2020年4月(5/26 更新版)

日本 ERI 株式会社

平成30年6月に公布された建築基準法の改正や近年の技術的知見の蓄積等をふまえ、改正建築基準法施行令が昨年12月11日に公布され、本年4月1日に施行されました。本改正により告示で定められる基準等については、一部未制定のものを除き、改正施行令と同日に制定・改正が行われています。

また、本年4月1日には、施行規則改正により確認申請書・建築計画概要書の様式が変更されているほか、中間検査申請書・完了検査申請書の記入方法も一部変更されました。

本資料では、これら改正の概要を記載し、皆様の計画等にお役立ていただきますようご案内いたします。

### 【 建築基準法施行令改正の概要 】

対象	改正条項	告示
(1) 防火・避難関係規定		
① 無窓居室の合理化	令第111条第1項	3/6 公布
② アトリウム等の面積区画みなし基準	令第112条第3項	4/1 公布
③ 異種用途区画の代替措置	令第112条第18項	3/6 公布
④ 小規模建築物の2以上直通階段緩和	令第121条第4項	
⑤ 共同住宅メゾネット住戸の階判断	令第123条の2	
⑥ アトリウム等の排煙上別棟みなし基準	令第126条の2第2項 令第137条の14	※未公布
⑦ 敷地内通路幅員合理化	令第128条	
⑧ 内装制限代替措置	令第128条の5第7項	3/6 公布
⑨ 避難安全検証法	令第128条の6～ 令第129条の2	4/1 公布 ※一部未公布
(2) 工作物関係規定		
⑩ 遊戯施設の客席部分の構造基準の具体化	令第144条	3/6 公布
(3) その他		